

地域主権戦略会議（第16回）議事録

1 開催日時：平成24年4月27日（金） 18:15～19:25

2 場所：内閣総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者：

〔地域主権戦略会議〕野田佳彦議長（内閣総理大臣）、岡田克也（副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新））、川端達夫副議長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・総務大臣）、藤村修内閣官房長官、安住淳財務大臣、古川元久国家戦略担当大臣、上田清司、岡崎誠也、北川正恭、小早川光郎、神野直彦、田中隆敏、西村美香、沼尾波子、橋下徹、三谷哲央、三井幸雄、渡邊廣吉の各議員

〔政府〕福田昭夫総務大臣政務官（司会）、後藤斎内閣府副大臣、長浜博行、竹歳誠の各内閣官房副長官

（主な議題）

- 1 地域主権改革の取組と成果について
 - 2 出先機関の原則廃止について
-

○ 開会

（川端副議長） ただいまから地域主権戦略会議の第16回会合を開催いたします。本日はお忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化及び義務付け・枠付けの見直しなどの地域主権改革の各課題について、引き続き真剣に取り組み、具体的な成果につなげてまいりたいと思っております。本日も皆様方に活発な御議論をお願い申し上げます。

なお、これ以降の会議の進行については、福田政務官をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（福田政務官） 御指名により議事進行を務めます。福田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題は「地域主権改革の取組と成果について」、「出先機関の原則廃止について」などです。なお、本日は、北橋議員が御都合により御欠席をされております。

それでは、まず野田議長から御挨拶をいただきます。

（野田議長） 議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

地域主権戦略会議は今日で16回目ということでございますが、これまで本当に活発な御議論をいただきました。ちょうど上田議員も来られましたけれども、精鋭の皆様に加

えて、新たに6名の方に議員になっていただきました。これまでも地域主権改革を進める際の司令塔として頑張ってきたこの会議でございますけれども、新たなメンバーを加えて、バージョンアップというか、パワーアップというかたちで、更に強力に地域主権改革を推進する、そういう会議体にしたいと思っている次第であります。

これまで地域主権改革は、当然この国のかたちを変えていくという大変重要な位置付けの会議でございましたが、義務付け・枠付けの見直しであるとか、一括交付金化の課題、あるいは国と地方の協議の場を法制化するとか、マニフェストもいろいろなものがありますが、この問題については着実にやってきていると思っております。

そういう中で今日は出先機関の原則廃止について、昨年末の方向性に沿って「アクション・プラン」推進委員会で精力的に御議論をいただいております。本日、基本構成案を御議論をいただけたところまでに何とかたどり着いたと思っております。本日御了承いただければ、今回の通常国会中に法案を提出したいと思っております。その作業を加速化していきたいと考えているところでございます。限られた時間でございますけれども、活発な御議論をいただきますようお願いを申し上げます。

(福田政務官) それでは、議事に入る前に、今回より新しく議員となっていた方を御紹介いたします。地域主権改革を進めていく中で、自治体の多様性を反映できるよう中核市の市長や地方議会の議長経験者に加わっていただくとともに、更には2人の先生にも加わっていただきました。

それでは、新しく議員となられた方から、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。

(岡崎議員) 高知市長の岡崎でございます。

中核市、そして一般市の代表のような形になっておりますが、非常に重要な案件に取り組ませていただくということで光栄でございます。よろしく申し上げます。

(田中議員) 以前、熊本県の御船町議会の議長でございました、田中と申します。

私たちは1万8,000余りの町でございます。そういう中でこの全国に町村議会が、何を求められているかということで、一生懸命に研鑽を深めながら取り組んできて、やっとこういう状況で町民の皆さんが安心して議会運営ができるようになりました。また、町民の皆さんのために頑張っております。今回はこのような場所にお声をかけていただきまして、本当にありがとうございます。頑張っております。

(西村議員) 成蹊大学の西村です。よろしく申し上げます。

私は行政学者ですので、これまで地方公務員制度という視点から地方自治に関心を持ってまいりましたが、この会議に参加させていただくことを通して、いろいろな面から地方自治について考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(沼尾議員) 日本大学の沼尾と申します。

私は専門は地方財政でございまして、その中でも国と地方の間での政府間財政関係、並びに最近では地域の社会保障のうちの地方の分野、地域包括ケアですとか、あるいは子育て支援などに関する財政について研究をしております。お役に立てるかどうかわ

かりませんが、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(三谷議員) 三重県議会の三谷哲央でございます。

三重県議会は御案内のとおり、全国に先駆けまして、様々な議会改革にしっかり取り組んでまいりました。その成果と経験がこの地域主権改革に少しでも役に立てばと、そのような思いで参加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(三井議員) 旭川市議会議長の三井幸雄でございます。

この度初めて、この会議に参加をさせていただきました。私は全国市議会議長会の副会長などもさせていただいているものですから、国と地方の協議の場に関わる議論経過などについても聞かせていただいています。徐々に成果が出てきているということについては、心から敬意を表したいと考えているところであります。

しかしながら、国の出先機関の問題などについては、いろいろと地域的な事情もありまして、議論のあるところでございます。是非皆さんと一緒にこの会議に参加をさせていただいて、議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 地域主権改革の取組と成果について

(福田政務官) それでは、議事に入ります。議事の1「地域主権改革の取組と成果について」、私から説明をさせていただきます。

地域主権戦略会議は新しい体制となりましたので、地域主権改革のこれまでの取組と成果について御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

1ページをお開きください。政権交代後に地域主権改革を進めるため、2つの大きな体制整備が行われました。一つがこの地域主権戦略会議でこれまでに16回開催され、名実ともに改革の司令塔となっています。もう一つが、昨年法制化された国と地方の協議の場で、法制化後、本体会議を9回、分科会を4回開催し、社会保障・税一体改革や、子どもに対する手当など、地方に関係する重要政策について協議を行っています。これは国と地方が対等なパートナーシップの関係であることを象徴するものであり、政権交代の大きな成果であると認識をしております。

2ページをお開きください。政府は地域主権戦略大綱で示された工程に沿って取組を進めてきましたが、政権交代以降、この会議で取り上げた課題の具体的な取組と成果について確認をしておきたいと思っております。義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲については、1次一括法、2次一括法が成立しました。現在、3次一括法案を国会に提出しており、着実に取組を進めてきています。

補助金等の一括交付金化については、平成23年度から地域自主戦略交付金等を導入し、平成24年度はこれらの拡充を図ったところです。出先機関の原則廃止については、平成22年12月に「アクション・プラン」を閣議決定し、それに沿って取組を進めています。また、国と地方の協議の場の法制化も実現しました。

3 ページに政権交代以降の進捗状況、今後の工程について時系列に沿ってまとめた資料を付けておりますので、御覧いただきたいと思っております。

4 ページを御覧ください。義務付け・枠付けの見直しについては、先ほど申し上げたとおり、1 次一括法及び 2 次一括法等により、地方自治体の条例制定権の拡大が図られました。本年 4 月から条例に委任された事項に関し、条例の制定状況等について調査を行い、全国の全ての都道府県、市区町村 1,789 団体から回答を得ました。この結果、1,641 団体 91.7%において、何らかの条項について条例制定に着手していることを確認していましたが、基準の具体的な内容を検討している団体も多く、本格的な条例制定は経過期間の今年度中に行われます。今後、地方自治体に対して独自の基準など、先行する事例の情報提供、周知を図ってまいります。

5 ページを御覧ください。調査で把握した「国の基準と異なる地方独自の例」についてです。まず、公営住宅の入居基準です。これまでは特に居住の安定を図るべきものとしての裁量階層の範囲については、未就学児童がいる世帯などに限定されておりました。その範囲が条例に委任されたことに伴い、例えば子育て支援の観点から、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯を追加する例や中学生以下の児童がいる世代に拡大する例などが見られます。

次に、道路の構造の技術的基準です。これまでは車線の幅員等、道路の構造の技術的基準については、政令で全国一律に定められておりましたが、条例により、地域の実情に応じた設定が可能となったことに伴い、例えば渋滞緩和の観点から、都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅員を、郊外部についても縮小可能とし、右折レーンの設置を容易にする例などが見られます。

そして、保育所の設備・運営の基準です。これまでは例えば 0 歳児、1 歳児については、ほふく室の面積が 1 人当たり 3.3 平米以上とされておりましたが、大都市部については条例により、国とは異なる基準を定めることが当面 3 年間可能となったことに伴い、待機児童が発生する地域の保育所は 1.65 平米に縮小するなどの例が見られます。また、保育体制の強化の観点から、全ての保育所に食育推進担当者の配置を義務付けるなどの事例も見られます。

このように、条例制定権の拡大により、地域特有の問題の解決や、きめ細かな住民サービスの提供など地域主権改革の成果が具体化し始めております。

6 ページ「義務付け・枠付けの見直し提案の概要（案）」を御覧ください。現在、3 次一括法案を国会に提出しているところでありますが、今後残された義務付け・枠付けの見直しについては、昨年 11 月の閣議決定等を踏まえ、地方からの具体的な提案を受けて見直しを進めることとします。提案対象は次の 3 つの事項に分けられると考えています。①これまでの見直しで対象とならなかった事項、②これまで検討したものの見直しに至らなかった事項、③ 2 次勧告以降に新たに設けられた規定等、勧告の対象とならなかった事項です。

なお、都道府県から基礎自治体への権限移譲についても、地域主権戦略大綱において、1次勧告に掲げられた事項について、引き続き検討を行うこととされており、義務付け・枠付けの見直しと不可分なものも予想されることから、地方から提案があった場合には、その対象とすることを想定しています。

今後も地域主権戦略大綱等に基づき、スピード感を持って改革を進めていきたいと考えています。今回新しく加わった議員を始め、御列席の議員各位の一段の御協力をお願いいたします。

それでは、意見交換に入りますが、御意見等はございますか。

(橋下議員) 保育所の件について、面積基準の緩和ですけれども、知事時代から、その地域の実情に合わせて地域で決めさせてほしいと訴えていたところですが、大都市に関しての特例という形ではあったのですが、そのような形で特例を認めていただきまして、先日の議会において面積基準の緩和ということを条例で定めることができました。待機児童の解消については、大阪市は喫緊の課題ではあるのですが、何もこの面積基準を緩和して、どんどん詰め込むということではないのですが、最後の手段として、このようなツールを与えていただきましたので、これを定めることによって、本当にこれまでの待機児童の解消について、非常に大きな選択肢の一つを定めることができました。これは地域主権の象徴例と言いますか、非常に大きな成果だと思っていますので、地方の現場から本当に感謝を申し上げたいと思っています。

(小早川議員) この義務付け・枠付けに関しましては、今も御説明がありましたし、橋下議員からも御指摘がありました。私も現段階の成果、こういうものがあるのを見まして、なるほどという感じを持ちました。全部網をかけてメルクマールを作って仕分けをしている時には、義務付け・枠付けを緩めれば何かが出てくるかもしれないが、そう簡単な話でもないのではないかと思っていたのですけれども、現に、地域によってそれぞれこういう工夫があるのだと思いました。

先ほどの例は特に良い例だとは思いますが、そういうものが本当に出てきて、既にもう成果を上げているということで、戦略会議も大いに自画自賛をしていいのではないかと、今後、こういう良い例を皆で共有することによって、この改革の方向について更に自信を持って進めていけるのではないかと考えています。

(福田政務官) ありがとうございます。

そのほかの方はいらっしゃいますか。それでは、この議題についてはよろしいですか。

(野田議長) ますます努力していきます。ありがとうございます。

○ 出先機関の原則廃止について

(福田政務官) それでは、続いて議題2です。資料2を御覧いただきたいと思います。

議題の2「出先機関の原則廃止について」、私の方から説明をさせていただきます。

これまでの取組についてであります。出先機関の原則廃止について、説明をさせて

いただきます。これについては先ほども申し上げましたとおり、「アクション・プラン」に沿って取組を進めており、「アクション・プラン」推進委員会を地域主権戦略会議の下に設置し、川端大臣を委員長、上田知事、北川先生、後藤副大臣、私を委員として、関係府省の政務や関係知事等に出席をいただきながら、議論を積み重ねてきているところです。その状況や成果等については適宜、地域主権戦略会議にも報告させていただいております。

その中でも国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の取組は、出先機関の丸ごと移譲とも呼ばれておりますが、出先機関の管轄区域を包括するような広域的实施体制を作り、それを受け皿として丸ごと移管するというのが基本的な考え方となっております。

「アクション・プラン」においては、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で十分な協議・調整を行うこととされており、関西、九州の両地域から経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として提示を受け、広域的实施体制の枠組みなどについて、検討を重ねてきたところであります。

なお、先月末には四国からも当面移譲を希望する機関として、経済産業局の提示がありましたので、24日に開催した「アクション・プラン」推進委員会に代表知事に御出席いただき、議論に参加していただいております。

また、出先機関の丸ごと移譲以外の課題につきましては、参考資料2の取組方針に沿って取組を進めています。ハローワークについては、ハローワーク特区の具体的な内容を関係者間で調整中です。直轄道路・直轄河川及び共通課題については、それぞれチーム会合を開催し、今後の進め方などについて議論を行ったところであり、進展を図っていきたいと考えております。

本日の報告であります。資料2としてお配りしております「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」は、昨年末に地域主権戦略会議で了承いただいた一定の方向性に基づき、更に具体の検討を進めた結果を地域主権戦略室において取りまとめ、3月16日及び4月24日に開催した「アクション・プラン」推進委員会に提出して御議論をいただいたものです。本日はこの案について、皆様に御議論をいただき、御了承いただきたいと考えております。

その主な内容ですが、前文において、いわゆる丸ごと移譲を進めるための枠組みや個別の事務・権限の移譲の検討を行い、今通常国会への法案提出を目指すとした上で、「1 広域的实施体制の在り方について」、「2 事務等の移譲の在り方について」、「3 職員、財源に係る措置の在り方について」、「4 その他」に分けて検討の具体的方針を示しています。以下では、特に説明を要すると考えられる事項を中心に御説明をいたします。

まず「1 広域的实施体制の在り方について」ですが、「(1) 広域的实施体制」については、移譲対象出先機関の管轄区域を包括する広域連合、北海道、沖縄県を丸ごと移

譲の受け皿と位置付けております。なお、今、御説明しました広域連合を以下の説明では、「特定広域連合」と呼ぶことといたします。

「(2) 執行機関の在り方」については、特に大規模災害時等の危機対応を考慮したときの最終的な責任体制確保の観点から、独任制の長を置くこととしております。その上で合議制の要素を取り入れる趣旨で特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができるとしてしております。更に日常の業務執行を管理する専任の「移譲事務等管理者(仮称)」を移譲対象出先機関ごとに置くこととしております。なお、この名称については仮称でありますので、今後変更があり得るものであります。

次に2ページを御覧ください。「2 事務等の移譲の在り方について」であります。移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲することを基本としており、その実現を図るため、「(2) 移譲のための措置」を講ずることとしております。そのポイントは、国と地方の対等・協力の関係を前提としつつも、移譲対象候補の出先機関を所管する経済産業省、国土交通省及び環境省の御意見に沿って最大限の対応策を講じることとしており、当該措置を講ずることにより各省の御懸念はおおむね払拭できると考えております。

具体的内容ですが、移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては、引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けることで対応するなど、以下のとおりの取扱いとしたいと考えております。事務区分については、原則として法定受託事務とする。国の関与については、国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、必要に応じて柔軟に設けることとする。移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。現在の国の出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。特定広域連合等は、あらかじめ市町村など関係地方公共団体の意見を聴いた上で、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならないこととする。なお、これらの措置によることとした場合でも、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務等とすることを個別に検討することとしております。

3ページの「(3) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション」については、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置された場合等には、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、防災に関する事務又は業務に協力するよう指示することができるとしております。更に、同本部の設置に至らない場合等においても、同様の協力を要請することができるとしております。

更に4ページの下の方「(6) 事務等移譲の手続」を記載しておりますが、概略を説明いたしますと、国が移譲に関する基本的な方針を定め、特定広域連合等は基本方針に即して、市町村など関係地方公共団体の意見を聴いた上で、移譲を受けるための計画を国に申請し、国の認定を受ければ、事務等の移譲を受けることができるとしてしております。なお、この申請に当たっては、特定広域連合をこれから設置しようとする地方公共団体

についても同様の手続で行うことができるよう特例を設ける方向で検討しております。

今後の取組であります。本日の会議で基本構成案を御了承いただくことができたら、今通常国会への法案提出に向けた検討を加速してまいりたいと考えております。

以上で説明が終了いたしました。皆さんから御意見等をいただきたいと思っております。

(岡崎議員) 今の御説明にも少し出てまいりましたが、関係地方公共団体の意見を聴いた上で、事業計画を策定するという御説明がございました。これまでの御努力に非常に感謝申し上げます。

私から資料をカラーで出させていただきますが、やはり地域主権改革の中で基礎的自治体の役割というのは非常に重要であります。住民と直結しておりますし、災害、福祉サービス関係など、特に基礎的自治体の役割は非常に大きいということを考えておりますので、基礎的自治体の意見をいかに関与して組み込んでいただくかというのが非常に重要でございます。

まず1ページ、都道府県をまたがります広域的な組織体制の在り方やその運営、また予算配分等につきましても、基礎的自治体が積極的に関与し、その意見が実質的に反映される仕組みを構築すべきだということをお願いしたいと思っております。

四国の状況を少し御説明申し上げますと、四国の場合は南海地震に直面しております。いつ来るか分かりませんが、来ることは間違いございませんので、国の出先機関の移管からは、国交省の四国地方整備局は4県知事会では除いてございまして、経済産業省の四国経済産業局を中心に移管を受けるということになっております。産業振興を主体として、都道府県、基礎的自治体、特定広域連合で一体的にやろうという趣旨になると我々は踏んでございまして、そういう関係から見て、基礎的市町村との連携が、非常に重要になってくると私もは考えております。

1ページの下の囲みのところですが、意見関与の仕組みは実は2種類あると考えてございまして、1つはその移譲段階において、市町村の意見の反映の仕方をどういう形で反映していただけるかということです。もう1つは、移譲後については、先ほど福田政務官からお話が出ましたように、それぞれの毎年度事業の事業計画の策定に当たりまして、それぞれの関係の地方公共団体からも意見を聴いていただけるという御説明がございました。

我々はこの点は非常に重要だと考えてございまして、任意的な協議の場ではなくて、一定位置付けをしっかりとしましたもので、基礎的自治体と特定広域連合の意見反映の仕組みというものを御検討願いたいということでございまして、そういう趣旨でこの資料を出させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

(三谷議員) 国会人の立場から少し確認等をお願いさせていただきたいと思っております。基本構成案を拝見いたしまして、国会のことはほとんど書かれていないような気がいたします。2ページ目の「(3) 国会の在り方」と出てございまして、その下の「(4) 監査・透明性の確保」で2段落目の「移譲事務等の実施状況を特定広域連合等が自ら検証評価

する仕組みを2（6）①の基本方針で定める」と書かれておりますけれども、本来、検証評価するというのは議会の役割と権限の話でありまして、どういう仕組みを想定されているのかよくわかりませんが、やはり基本方針の中で、置かれる議会の権限や役割、責任というものをかなり明確に書いていただきたいと思います。

先ほども御説明のありましたように、事務区分は原則として法定受託事務ということならば、法定受託事務は今や議会の議決対象ということでございますから、それだけに議会の役割というものをしっかり書いていただければいいのかなと、そのように思っております。

もう一つ確認させていただきたいと思いますが、「（2）移譲のための措置」の移譲事務等に関する事業計画というのが書かれているのですが、この基本方針に関しての計画は議会の議決を経てと明確に書いておりますけれども、この事業計画の方は議会の議決対象になるのか、ならないのか。つまり、議会の議決の対象が例えば予算とか条例だけではなしに、どのようなものを議決事件として追加できるのか。それは議会の裁量と判断の中でそれが可能なかどうか。そういうことも是非この際、御検討をいただければと思います。

先ほどの岡崎議員のお話と同じように、特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くということになっておりますけれども、広域連合は県知事、政令市長の構成だと思えます。それ以外の市町村はどういう位置づけになるのか。毎年度の事業計画の策定に際しても、こういうその他の関係地方公共団体の意見をどのように聴いていくのか。また、そのときに議会の関わりというのはどうなのか。国と地方の協議の場というのは、地方六団体が入ってしまして、議会の代表等も出てきて話をしているわけですね。ですから、六団体の分け方がいいとは思いませんけれども、少なくともあらゆる協議の場に、また意見を聴く場に議会の代表も出られるような、そういう仕組みづくりを是非お願いをしたいと思います。以上です。

（上田議員） 提出している資料がありますので、見ていただければありがたいと思います。まず、この間におきます野田総理大臣のリーダーシップ並びに川端大臣の調整によりまして、ここまで取り計らっていただいたことに感謝を申し上げます。

地域主権改革に向けた当面の主な課題ということで、政治主導で改革を断行していただきたいということを申し上げますが、念のために少し整理をさせていただきました。国の出先機関の原則廃止は、既に今、論点に出ております広域的实施体制の構成案が出てまいりました。そして、ハローワークについても先駆的な取組として、形になりつつあります。反面、直轄道路や直轄河川及び共通課題については、協議の段階にとどまっております。繰り返して申し上げますと、広域的实施体制は地方の意向を尊重した特例法案を今国会に提出して、早期に成立させるという大変強い決意に感謝するところであります。今、ハローワークについては、埼玉県と佐賀県が特区という形の中で厚生労働省と協議をしているところでございます。移管されているのと実質的に同じ

状況を作るために、政府の全面的なバックアップが必要であると思っております。直轄道路や直轄河川は、3省合意や知事会提案の財源フレームを踏まえて、早急に財源措置の検討を進めていただきたいと思いますし、併せて中国ブロック内の県内完結道路等をモデルに、具体的に動かしていくことが大事であると思っておりますので、是非この点を進めていただきたいと思います。共通課題についても地方が求めています3分野、農地転用、中小企業支援、バス・タクシーの許認可などの検討を更に加速していただきたいと思います。

義務付け・枠付けについては、お話がございました。大変進んでおります。6割着手済でございますので、残りについても見直しが必要でありますから、特に見直しに当たっては、量だけではなくて、質が課題になってきておりますので、この点についても是非御理解を賜りたいと思っております。

一括交付金も大変な御努力で8,329億円まで予算化されておりますので、実質的に非常に大きな成果を上げています。このように申し上げていいと思っております。しかし、対象事業の拡大など、なお改善の余地があると思っております。私どもで非常に良かった事例を一つだけ御紹介を申し上げます。例えば、震災後に緊急重要性が高まった緊急輸送道路の耐震化工事や信号のLED化を一括交付金で重点的に予算を投入することができました。従前の計画を前倒しして進捗することができます。今までであれば、これは別々に補助金を使うというような形になっていたものを一括でやれるようになりましたので、こういうところで具体的な成果が出ているということを改めて申し上げたいと思います。大変ありがたく感謝しているところです。

更に今後、この夏の「地域主権推進大綱（仮称）」では、野田総理大臣のリーダーシップで正に地方からの提言を最大限に生かしていただきまして、是非とも当初の目的、地域主権戦略大綱に沿って真の改革を明確に示していただきたいと思います。ややもすれば、後退しがちなところもこれまで何回かありましたが、何とかここまでやってまいりましたので、是非この後、進めていただきたいと思います。

なお、市長会や町村会の皆様から、いろいろ御意見をいただいております。市・町村会の意見を聴いていないではないかということで、知事会側は非常に批判を受けているところがございますが、広域的实施体制について受け皿がまだ決まっていない段階で、それこそ市町村の意見を聞くことは、受け皿を認めていただくことを前提にして、各省庁との関係もあって礼に欠くのではないかと、このようなものもございましたので、例えば埼玉県でも市町村会とは受け皿についての議論はしてまいりませんでした。しかし、法案が国会に提出されるという状況が見えてまいりましたので、早速県下の市長会、町村会ともこうした議論もさせていただきたいと思っておりますし、願わくば、この地域主権戦略会議の中でも国と地方との協議の場と同じように、何らかの形で、市長会や町村会の意見が入るような形でルール化をしていただければ、大変ありがたいと思うところでございます。

(橋下議員) 東日本大震災をきっかけとして、この出先機関改革については特に国土交通省から、私は合理的な主張だったと思うのですが、国の関与が必要ではないか、地方に本当に丸ごと移管して大丈夫なのか、という主張がなされまして、この点について大変な激論と言いますか、ある意味凄まじい駆引きみたいなものになりました。勿論、国はいざというときには関与を強めていきたいという主張を強力にされて、しかし、地方は緊急時においては国に指揮命令をやってもらうけれども、平時においては地方に任せてほしいというせめぎ合いがあったところです。ここは川端大臣にリーダーシップを発揮してもらい、膠着して一時は国土交通省がその指揮命令権を持つというところに来ていたところで、野田総理大臣のお尻をたたくと、進めていくという地域主権戦略会議あるいは閣議での発言だったのでしょうか、そのような御発言もあり、何とかこういう形で進んできました。本当にリーダーシップ等については感謝を申し上げます。3年前くらいにこの出先機関の丸ごと移管ということをいろいろなところで、皆と考えながら、まさかこのような夢のような話がこういうところまで来たというのは、本当に何とも言えない、感無量と言いますか、そういうところに来ました。

関西広域連合でもう実際に広域連合として実務をやっておりまして、我々なりにいろいろ工夫をしながら広域連合を進めています。そのような視点から2、3、細かなことではあるのですが、疑問に思うところを申し述べさせていただきたいと思います。大阪府知事、大阪市長をやった経験で、今日は職員もいるので余り言いたくはないのですが、細かな一言で当初思っていたことと全然違う方向に進んでいったという経験を何度となくしていますので、この中で少し気になることを関西広域連合の委員、府県知事といろいろと議論を重ねて、これはどうだろうという疑問点について申し述べさせていただきたいと思います。

まず、1ページの「(2) 執行機関の在り方」であります。長の独任制というところは、元々我々の主張とは違ったのですが、これは仕方のないところであるかと思えます。今、関西広域連合は連合長がいるのですが、実際には各都道府県の知事が理事会制みたいなかたちで運用をしています。皆でそこで合議をして全会一致を原則とし、どうしても折り合わない場合には、その府県は抜けるとか、多数決ということは今までやったことがないのですが、そういうかたちで運営をしております。気になるのは下から2行目のところ、特定広域連合の長の下、この「移譲事務等管理者(仮称)」を置くと定めているのですが、恐らく我々はここに国の今の出先機関の局長などが入ってくるのではないかと思っています。当初、移行期間の間はそれはそれで仕方がないという話は今しているのですが、非常に気になるのは、「連合の長の下」というところが非常に微妙でして、こうなると今、井戸連合長、兵庫県の知事が長になり、そして大阪府や滋賀県や京都府やいろいろな知事が会議体を作っているのですが、恐らく「連合の長の下」に管理者を置くということになると、管理者の指揮命令権が、長だけが持つということになって、このほかの府県の知事が言うことを聞かないということがあるのではない

か。ですから、この指揮命令権については、こういう仕組みはあるにせよ、指揮命令権についてはもう少し柔軟に設定できるような仕組みにしていただかないと、この連合の長と管理者、この間だけに指揮命令権があるという形ですと、ほかの府県の知事が日常業務等について役割分担を行って、管理者に指揮命令が出せなくなる危険を感じております。非常に細かなことですが、指揮命令は非常に重要なところであります。この連合の長と管理者だけの指揮命令ではなく、そこには連合の長が別の者に指揮命令権を委ねたり、代理を任せたりなど、そういうことも可能なように、連合の長の下で特定連合の長の言うことしか聞かないということがないように、そこは柔軟な仕組みがつくられるようお願いしたいと思います。このままいくと、管理者は連合の長しか上司とは思わないというようなことになってしまわないかと思っております。

次に2ページ目の「(5) 区域の在り方」のところですが、ここは非常に文言を工夫していただいたところであるのですが、端的に言いますと、奈良の問題があります。関西広域連合は今、奈良が加入していません。出先機関の管轄区域と関西広域連合の区域が異なっており、完全に重なっていません。ですから、今ここに「相当の合理性が認められる区域を除く」ということで、「相当の合理性」という文言が入っているのですが、こういうことはないと思うのですが、関西広域連合が受けることができないということになってしまいますと、この枠組みができて、どの広域自治体と言いますか、どの地域も出先機関を受けないことができないということになってしまいます。

奈良県にはいろいろな働きかけはしておりますが、昨年の統一地方選挙で今の荒井知事が選挙で当選され、まだ任期が3年ある中において、その意向が変わるような気配が見受けられません。ですから、何とかここは協力と言いますか、奈良県に働きかけはしていくのですが、ここは設定の仕方によっては、誰も移譲することができないということになってしまうのではないかと、非常にそこを懸念しているところであります。ただ、「相当の合理性」というところがあるので大丈夫かとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

3ページの「(2) 移譲のための措置」ですが、ここも広域連合の中でいろいろ議論をしました。確かに国の懸念も理解できます。関西なのか九州なのか、移譲を受けるところと受けないところ、移譲を受けないところは国が引き続き処理をしていく。そうすると国の処理といわゆる広域自治体の処理、こういうものになりますので、法定受託事務以上のまた別の国の指示というものが必要なのではないかと、そういう理由も分かるのですが、ここは国土交通省とずっとやってきた指揮命令権が見え隠れする非常に危険な部分ではないかということも皆懸念しております。法定受託事務の中で指示権はあります。平常時においてはそういう中で指示という、現行の地方自治法の枠の中での法定受託事務という仕組みがありますので、やはりそれが原則であります。この従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務というのは、場合によっては機関委任事務に化けてしまう可能性が大いにある文言であります。国

全体のバランスを考えなければいけないというところは十分承知しているのですが、それがこの特例的な法定受託事務という言葉が一人歩きをして、機関委任事務に化けないように、またしっかりと制度設計においては細部に目を光らせなければいけないと思っております。

この辺りを併せもって、ちょっと危険だなと思っているところが、細かなところですが2ページの(7)の「事務等を持ち寄ることにより」というところですが、これはその広域連合で府県が持っている事務を広域連合に移しなさいということが、これから仕組みの中で出てきそうな気配があります。これは3ヶ条国道のことを指しているのかどうか分かりませんが、要は今、都道府県として事務を処理しているものをより効果的・効率的なものとするために、強制的ではないとは思いますが、広域連合の方に何か持ち寄るような事務持ち寄りの仕組みが地方の自主性を阻害するような形でできてしまいますと、この(7)の事務持ち寄りとは、先ほどの3ページ目の従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務と1ページ目の「移譲事務等管理者(仮称)」が組み合わせると、都道府県の事務が吸い上げられて、特例的な法定受託事務、要は国の関与が強まったものが設定され、連合の長の言うことしか聞かない管理者として出先機関の局長か各省からの派遣の職員が来ることによって、この出先機関というものが国の総合機関になる可能性があるのではないか。これはうがった見方かも知れませんが、そのようなパズルのような組合せをして、その仕組みを組み合わせると、都道府県が持っている事務が吸い上げられ、法定受託事務以上の特例的な指揮権が発生し、管理者というものが指揮をするという、そのような組合せはないかと思っておりますが、そういう懸念も持ち合わせておりますので、今、申し述べさせていただいた点は非常に細かな点ではあるのですが、是非また、川端大臣にもいろいろと目を光らせていただきたいと思っております。

(三井議員) 国の出先機関の関係ですけれども、特に先ほど説明がありました北海道と沖縄については、丸ごと移譲の受け皿にするというお話でございました。北海道と沖縄は単一自治体ということから考えれば、そういうことになっていくとは思いますが、しかしながら、北海道は特に北海道開発局の廃止の問題は、それぞれの自治体において非常に意見のあるところではございまして、果たして開発局が廃止になったらどうなるのかということで、いろいろと危惧をされている部分がございます。やはり北海道開発局が北海道の開発にとって大きな役割を果たしてきたということについては、これはもう紛れもない事実なわけでありまして、そういう意味では先ほどの説明では特定広域連合が毎年度の事業計画を策定する場合においては、関係地方公共団体の意見を聴いた上でということになっておりますから、そこは当然、北海道が十分それぞれの自治体の意見を聞いた上で判断をしていくということになっていくとは思いますが、その辺は非常に意見のあるところでもあります。

旭川市議会などにおいても、前回の第1回定例会でこの点に関しての意見書を決議い

たしました。国の出先機関改革の結論を拙速に出すことなく、十分な情報提供を行い、地元自治体の意見を踏まえるなど、慎重に今国会での法案提出を検討するよう要望するという内容にしているわけですが、そういった点については是非御配慮をいただきたいと思います。

(西村議員) 私も気になったところについてお伺いしたいのですが、3ページの「メルクマールに左右されない特例的な」という言葉について、私は余り機関委任事務に化けることを考えておらず、住民のために良い方に変わるというのであれば、是非特例的に地方の自主性を尊重していただきたいと思っています。確かに国による全国的な広域行政の確保ということも重要ですが、住民の立場からすると、同じ事務のやり方であれば、国がやっても地方がやっても余り関係がないということになりますので、この出先機関の廃止が住民のサービスの向上につながるような形であれば、是非良い意味での特例は認めていただきたいと思っています。

6ページの一番上の行ですが、「財源について改革の理念に沿った」ということが、私は余り具体的にイメージが湧きません。この文章に書かれているので、この改革というのは当然、地域主権改革あるいは地方分権改革の理念に沿ったと解釈してよろしいのでしょうか。一つ気になっているのが、人員の移管等に伴って、人件費の問題は非常に厳しいやり取りがあるのではないかと考えておまして、勿論、財政改革ということも必要ではありますが、やはり地方分権、地域主権ということが一番重要な理念であるということで、そういう理念に沿って是非、国と地方で協議されることを望みたいと思っています。

(渡邊議員) 今日は基本構成案について示されて、説明を受けたわけではありますが、まず、出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」が閣議決定された後、内容的に方向性を出して、これまで議論をしてきました。その間において、基礎自治体である市町村の立場から見れば、一番に、今年の3月11日の東日本大震災の災害時における緊急時のオペレーションの問題があります。これらが大きなテーマとして、果たして広域的实施体制に対する広域連合の事務権限の移譲として受けた場合、出先機関の果たしてきた役割・使命が余りにも長い歴史と経過を経て地域住民のサービスに欠かせない出先機関であったわけであり、また、信頼性も確保されてきたわけですので、そのことがどうなるのかという不安や心配が多くあったと思います。そして、方向性が出たにもかかわらず、広域的实施体制での受け皿の問題とか云々というかたちの中での議論ばかり先行してしまっていて、いわゆる基礎自治体の市町村、市長会や町村会に対しての説明が何もありませんでした。上田議員からもありましたし、関西広域連合のお話もありましたけれども、実質的にも市町村にも説明がなかったということです。そういうところから、地方を守る会という市町村長の会が誕生してきた経過もあるわけであり、

その中で後藤副大臣を始め、福田政務官、関連の皆さま方がようやく、特に町村会や市長会に対して、説明の機会をとっていただいて、何とかいろいろな形での市町村の立

場を理解していただきながら、また、先般も「アクション・プラン」推進委員会の中でも市長会の代表が出て、私は町村会の代表で、意見を言わせてもらいました。そういう意向を考えながら、曲がりなりにも基本構成案がまとめられたということについては、川端大臣を始め、後藤副大臣、福田政務官、関連の皆さま方に敬意を表しながら、まずは評価をさせていただきたいと気持ちの上では思っております。

しかしながら、これから先ほど説明があったように検討を加速させて、法案提出に至るといふようなことのご理解をいただきたいというお話であります。基礎自治体である私どもの立場から申し上げてきた意見が、いろいろな意味で今日示された提案の中で反映されている面も多々あります。しかし、それを更に検討とか課題と位置付けている点も各項目にわたっているわけです。そういう内容があるわけですから、より具体的な話として提案をまとめ、今後においては「地域主権推進大綱（仮称）」も閣議決定されると思います。その時に我々の市町村のより具体的な問題、制度的な問題について意見を聴いていただき、反映させる、その方向付けもお願い申し上げておきたい。市町村の立場から議会の皆さまからもお話があったように、安易に国の出先機関の方向について、拙速にそういう結論を急ぐのではなくて、やはり意見を聴いた中で制度的に組み立てていただき、今後とも慎重な市町村の意見を反映させていただくような機会を持って、対応していただければ大変ありがたい。ということは国と地方を通じた大事な統治機構の問題です。ですから、これは私から言うのも何ですけれども、そういう大義になっているわけでありまして、今、西村議員からも話がありましたように、いかに国民、住民サービス、行政サービスにつながるということがどう不可欠なのかという問題にも発展するわけでありまして、そのことを前提として今後の積み上げをしていただければ、大変ありがたいと思います。基本的にはこの内容について、方向付けとして構成案をもって、今後議論をしていくことについては評価をしていきたいと考えております。

(神野議員) 私はこの問題については門外漢かもしれませんが、大変心配をしていたのは、この問題が私の言葉で言いますと、諸刃の刃で、中央集権を強める方向にも地方分権を進める方向にもいずれの方向にも動くということです。それは先ほど来、橋下議員も御指摘のように、機関委任事務の復活のような事態にならないかということをお大変心配をしておりました。しかし、私が見させていただいた感じは、川端大臣あるいは野田総理大臣の御努力で杞憂に終わっているのではないかと思います。橋下議員からも繰り返し御心配の旨が指摘されております。方向はそのように動いてやってきたので、その方向で進めていただければと思います。

これは同じようなことをスウェーデンでもやっていて、スウェーデンでもレギオンという、日本で言うところのランスタングというのが道府県に当たるのですが、レギオンというものを作って、これも手を挙げたところから実験的にやっていって、良ければどんどん広げていくという方向でレギオン実験、政策実験と考えても、財源の問題など厳しい問題があります。例えばフランスの広域連合は課税権を持っていますが、日本の広域連

合は課税権がありませんので、デザインをするのがなかなか難しい場合があるかもしれませんが、私はとりあえずこの方向で進める。ただ、方向はあくまでも地域主権改革を進めていくということで、この段階ではこの方向で進めていただくということでいいのではないかと考えています。

(小早川議員) 皆さんがおっしゃったことと重なるかもしれませんが、私が申し上げたいのは、これまでの地方分権、地域主権改革で固まりつつある原則そのものを御破算にはしないでいただきたいということです。具体的には3ページの「①事務区分」の「原則として法定受託事務とする」とございますが、ものによっては自治事務にすべきものもあるかもしれません。そこはメルクマールは既にできているわけで、それを全部御破算にして何でもかんでも法定受託事務ということではないだろうと思います。同じように「②国の関与」についても、「柔軟に設ける」とございますが、これは今、地方自治法に定まっている関与の基準というものがあるわけで、それとは別に更地で考えるということではなくて、今までの基準の原則を守っていける部分は是非守っていただきたいということをお願いしたいと考えています。

○ 閉会

(福田政務官) それでは、議員の先生方から大変ありがたい御指摘をいただきましたが、それらも踏まえて、川端大臣の方からまとめの御挨拶をいただければと思います。

(川端副議長) 熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございます。地域主権改革の理念は、できるだけ身近な行政は身近な自治体がしっかり担うということと同時に、それは結果として地域住民の行政サービスの向上に資するというのが一番の目的でありますので、同時にもう一つ大事なことは、国と地方が対等の立場で議論をして物事を決めていくということがベースであります。

そういう中で、今日はいろいろな御意見の中で、一つは市町村、議会も含めて、皆さんとの意見交換や御要望の部分は、遅れたし少なかったのではないかと、そういう経過もありました。今、国会の中で一生懸命、そして、今の時点で取り入れられることは最大限取り入れて議論をしてきているつもりであります。これからの仕組みの中で、市町村の皆さんの御意見が、例えば計画をつくる段階も含めて、あるいは広域連合を申請しようという段階と毎年の計画の部分にどういう形でその意見が反映できるのかということは、先ほど上田議員もいろいろな御提起もありました。これは責任と権限も含めて、ルール化が大きな宿題と聞いていますので、これは精力的に議論をして詰めてまとめる方向で、またそれは意見を伺いながらやっていきたいと思っております。

同時に橋下議員からもいろいろありました。これは一番大事なオフィシャルな会合であります。その中ではっきり申し上げておきたいのは、可能な限り円滑に進めるようにという、先ほどの理念がベースでありますので、それを円滑に進める知恵として、幅広い従来のメルクマールに捉われないということを書きましたけれども、はっきりしてい

ることは、機関委任事務は全く想定をしていません。これは議事録にも残ることですし、「アクション・プラン」推進委員会の時も申し上げました。その中で住民のサービスの向上とおっしゃったように、そのためにやるということで、機関委任事務云々ということではありません。

奈良の問題もどのように考えたらいいかというのは、結構難しい宿題が残っていると思います。3年残っているけれども、難しいとおっしゃらずに、いろいろな努力をこれからお互いに知恵も出さないといけないのではないかと考えています。

長と「移譲事務等管理者（仮称）」、知事の関係で、知事は首長をメインとする会議を置くということですが、この会議の意見は尊重しなければならないということでありまして、そのときにそういう分担や、ある種の権限の代行などというのは、そこで決められるということを想定しているの、上司は一人だけで後はということではないと我々は思っています。

それから、三井議員から北海道開発局の話がありましたが、沖縄も同じようなことですが、これは正にそういうことがあって、北海道としてはどうしようかというのは、北海道の皆さんが知事も議会も市町村も含めて御議論をいただく中で、我々としては手を挙げようか、いやもう少し検討しようかということはお任せするということがベースにあるということはお理解をいただきたいと思っております。

財政の問題は確かに大きな問題で、改革の理念としては、行政改革をやるという理念ではなくて、地域主権改革を推進するという理念のベースになっているということは当然でございます。ということをお願いしながら、これ以降、できましたら大筋として御了解をいただいたということで、引き続き市町村の意見反映の在り方については、検討を深めてまいるといっても添えながら、皆様方に最大限、御協力をお願い申し上げます。

先ほど来、その前提としてのいろいろな義務付け・枠付けも含めて、早速に条例改正していく成果を上げていただけるようになってきたことは、我々としては大変ありがたいことです。これは逆に、今、私の方から事務方に指示しているのは、皆様がいかなる分でも成果として、こういうことをやっているという先ほど一部紹介いたしました、これがネット上で皆さんがこれをぱっと見たら、すぐに目につくようにし、ここではこういうことをやられたのかと、うちもできるんだという情報を共有していくと、うまくいけば、そこに競い合っているいろいろな市町村が、うちもこんなことをやっているということが載るようなサイトがあれば嬉しいということで、今、検討させています。そういう意味で、地域主権は正に地域の自主的な努力で、独自でやれる裁量を広げるということと同時に、情報を共有してより切磋琢磨しながら、皆がいかなるようなことができるようにという思いです。

これから個別にいろいろ課題もあると思いますが、私は就任以来、この場でも申し上げましたけれども、できない理由はいくらでもありますが、できる方向でどう

したら乗り切れるかということで申し上げたところ、本当に中央省庁も含めて、いろいろ知恵を出していただいて、これからもまだ大きな課題が多いですけども、御協力を是非ともお願いして、まとめの御挨拶としたいと思います。

(橋下議員) 川端大臣、事務の持ち寄りについてはどうでしょうか。

(川端副議長) 事務の持ち寄りも、これは表現としてはより効率的ということが目的でありますので、今それぞれがやっていて、地域に近くてやっているということを持ち寄ることによって非効率になることまでを強制的にやるということを想定はしておりません。これは基本的には、その中で広域連合をおやりになるときに、この事務は国から移管を受けたときに、地方のこの部分と一緒にした方がより良くなります、これを置いておこうということは御議論をいただいたら良いと思っております。

(福田政務官) ありがとうございます。

それでは、今、議員の方からいろいろ御懸念事項がありますが、川端大臣の回答をもって、これを前提にこの資料2について、皆さん方から御了承をいただいたということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(福田政務官)

それでは、本日の会議はここまでとさせていただきます。次回の会議の開催については、事務局から追って御連絡をいたします。なお、この後、報道陣から質問等があれば、私の方で対応をいたします。本日は本当にありがとうございました。

(以上)